附　則

第一条の三　組織変更後農業協同組合連合会（平成二十七年改正法附則第十八条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるものに限る。次項において同じ。）の常務に従事する役員についての第七十九条第一項第一号の適用については、同号ヌ中「役員となる場合」とあるのは、「役員又は他の法人の役員となる場合（イからリまでに掲げる場合を除く。）」とし、同条第二項第二号の規定は適用しない。

2　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）が組織変更後農業協同組合連合会又は組織変更後一般社団法人（平成二十七年改正法附則第二十二条第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であって、平成二十七年改正法附則第二十六条の規定により、その名称中に、引き続き全国農業協同組合中央会という文字を用いるものをいう。）の非常勤の役員となる場合については、第七十九条第二項第二号の規定は適用しない。

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ　（略）

ロ　共済事業

①　長期共済保有高

（単位：件、千円）

種類		当期首保有高		当期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高		共済付加収入
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生命総合共済	終身共済											
	定期生命共済											
	養老生命共済											
	うちこども共済											
	医療共済											
	がん共済											
	定期医療共済											
	介護共済											

附　則

（新設）

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ　（略）

ロ　共済事業

①　長期共済保有高

（単位：件、千円）

種類		当期首保有高		当期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高		共済付加収入
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生命総合共済	終身共済											
	定期生命共済											
	養老生命共済											
	うちこども共済											
	医療共済											
	がん共済											
	定期医療共済											
	介護共済											